

平成25年度 第2回 芦屋市打出財産区共有財産管理委員会 会議録

日 時	平成25年7月30日(火) 午前10時00分~11時00分
場 所	芦屋市役所 北館2階 第3会議室
委員出席者	細谷昌巳委員長、助野勇副委員長、松本忠彦委員、朝比奈皓委員、灘本康夫委員、宮本政秀委員、天王寺谷充康委員、山本昭美委員、樋口勝紀委員、阪口忠之委員、天王寺谷昭博委員、極楽寺太一委員、馬場光平委員、山村孝司委員、山村太良委員 15名参加
委員欠席者	なし
市側出席者	岡本副市長
事務局	佐藤総務部長、用地管財課・朝生課長、市原係長
会議の公開	公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 挨拶
- (2) 協議事項
 - ・滝ヶ谷第2堰堤補強にかかる用地売却について(諮問)
- (3) その他
 - ・資産運用先について(報告)
 - ・共有山入山規則について(報告)

2 審議内容

事務局 おはようございます。皆さま御揃いでございますので、管理委員会を始めさせて頂きたいと思います。まず始めに委員長の方からご挨拶願います。

佐藤部長 どうぞ宜しくお願ひします。

細谷委員長 皆さんこんにちは、暑い日が続いておりますが体調に気をつけられましてお過ごしいただきたいと思います、局所的な豪雨によりまして色々なところで非常に大きな災害が出ておりますが、幸いこちらの方は何も被害の無い状態です。今日は、協議事項が一つですが、ただ今から、芦屋市打出芦屋財産区共有財産管理委員会を開催いたします。

事務局 ありがとうございます。

佐藤部長 それでは、本日、財産区管理者であります中山市長が公務都合により欠席させていただいておりますので、副市長の岡本の方からご挨拶を申し上げます。

岡本市長 おはようございます。どうもご無沙汰をしております。今日は、大変お忙しいなか、また暑い中を財産区の管理委員会にご出席をいただきまして本当にありがとうございます。

先週の土曜日は、サマーカーニバルが開催されまして、潮芦屋の方では花火に11万5千人ほど参加され、呉川町の方では、福祉フェアが

福祉センターで行われまして、そちらも5千人ぐらい参加されたということで、どちらも盛況で事故もございませんでした。これからは各地域で夏祭りが開催されますので、委員の皆さんも何かとお忙しいとは思いますがどうぞ宜しくお願ひしたいと思います。今日は協議事項として滝ヶ谷第2堰堤の補強にかかる用地売却についてご協議願いたいと思います。どうか慎重にご審議頂きますようお願ひを申し上げまして、冒頭にあたってのご挨拶をさせていただきます。どうぞ宜しくお願ひします。

事務局
佐藤部長

ありがとうございました。

細谷委員長

議事に入ります前に、委員の確認を行います。

本日は委員15名中15名全員の出席があり本委員会は成立しております。議事録署名委員は慣例によりまして、馬場光平委員と山村孝司委員にお願いします。次に諮問事項(1)について「六甲山系砂防事業滝ヶ谷第2堰堤補強工事の用地譲渡」について事務局から説明願います。

事務局
朝生課長

昨年度来より説明させていただいたおります案件について、本来は、現地に赴いて売却地を見ていただきたいところですが、昨年度の管理委員会で現地までの道がなく、大変危険な崖地や絶壁の箇所を砂防事務所の方々と行き見てまいりました。昨年度の会議の中でご報告と現地の写真につきましてもご提示させていただきました。

先般の6月25日の委員会の中で昨年度からの進捗状況につきまして説明をさせていただいた事について記憶にまだ鮮明に残っておられることと思います。委員会が済んだ後、6月27日に六甲砂防が来庁され、お手元にお示しさせていただいております図面が完成した事を報告に来られました。

また、事前にお配りした図面はこの図面の用地がわかるように縮尺を替えて別に作って頂いた物を皆様方に事前配布させていただいております。実際のお手元にあります土地の位置については、赤色で塗った箇所についてが今回の売却する箇所となっております。

売却用地の面積は、1522.41m²です。お手元の「別記様式第12号」と記した土地調書にサインをした後、決裁をとり額をお提示することとなるわけですが、事前に、前回の本庄堰堤の1m²当りの単価2100円と聞いておりますが、それよりも300円程度アップした2400円と聞いております。

この単価は、六甲山中に標準地を定め、鑑定評価を基に、搬入路などから現地がどれくらい近い距離にあるのかなどを基に算定されていると聞いております。過去の事例から見ても妥当な金額と思われます。

よって、売却予定金額は、平方メートル当たり2400円に売却面積1522.41m²を乗じて、金3,653,784円となる予定です。

ちなみに前回の本庄堰堤では3700m²で780万円でしたが、単価的には前回2100円に対して2400円となり少し単価が高くなる予定と聞いております。

また、今後の流れですが、土地調書を作成して頂いて、土地の譲渡契約を結び財産区への歳入としましては、早ければ9月から10月頃の予定と聞いています。

また、事前に配布させていただいています、用地についてもポイントがわか

るよう前回の2月の管理委員会でもご提示させて頂いております物を、更にわかりやすくするために、ポイント(杭)の位置を落とした図面とポイント(杭)の写真を番号順に図面上に落とさせて頂いております。添付させていただいております写真の中で、「D7」をご覧下さい。1-1547と書いてありますのは、国土交通省が持つおる土地を意味しており、その上に「里」と書いてありますのが、里道を意味しています。その上に黄色の破線があり 1-256 と書いてありますのが、財産区が所有する土地で今回の里道と黄色の破線の間の土地を売却していくこととなります。

今回お配りさせていただいた、「筆界確認図」の赤い三角形となっております 1-1547 のところが既に国土交通省が持つおられる土地となっており、1-256 の土地との間に「道」と書いてありますのが、「里道」を意味しております。今回、1-256 山中にあった里道を國の方から国が持つ土地に隣接するように持つて来たいと申出がありここに移設したものでございます。この里道をお示ししたものがもう1枚の青く色付けしました用地に赤く里道をお示しまして、この位置を確定した後、売却面積を確定していく事となります。

前回の2月の管理委員会でお示しさせていただきましたように、奥に行くための道としてはございません。この里道につきましては、1-256 の財産区の用地の中腹に位置するところにありましたものを今回、國の方から國の所有する土地に隣接させる事で、位置を替えるということで、1-256 と里道の位置についての境界確定図面として提出されたものでございます。また、「滝ヶ谷第2堰堤用地実測図原図」を見ていただきまして、売却用地に「赤く」色を着色し、5 箇所の用地の面積及び合計面積が解る様に右側で表として表示しております。以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

細谷委員長 ありがとうございます。説明が終わりました何かご質問がありましたらお願ひします。

細谷委員長 この里道の距離についてどの程度あるのですか。

助野委員 道幅はどのくらいあるのですか。

事務局 里道自体は民有地でない、国有地として、所有権は國のもので、財産管理は都道府県が行い、表面の機能管理は市町村という状況の中で、この里道の幅員は、三尺、すなわち 91 センチメートルであります。

松本委員 91 センチですか。

阪口委員 杭間の距離が出てますので大体 200 メートル程度と違いますか。

事務局 今回の堰堤南側売却地に接する里道から堰堤の奥まで杭間の距離を合計すると 251 m でございます。

- 天王寺谷
(充) 委員 図面上の所有者として、芦屋村と打出村と1/2 づつとなっていますがおかしくないですか。
- 事務局 登記簿上はこのようになっております。
- 天王寺谷
(充) 委員 お隣の芦有開発が芦屋ドライブウェイと替わっていますが、芦屋市に替えるつもりをないですか。
- 事務局 替えるとなるとここだけを替えて他の土地も全てに影響が出てまいりますので替えるつもりはありません。
- 天王寺谷
(充) 委員 お金については、財産区のものであるならば財産区に入ってくるのですか。
- 事務局 お金は一応、財産区として芦屋市に入ってきます。
- 天王寺谷
(充) 委員 図面の表示として1/2 となっているだけですか。
- 事務局 昔から、登記簿上もそれぞれ1/2と表示されています。
- 天王寺谷
(充) 委員 所有者としてはおかしいですね。
- 事務局 それぞれ1/2にはなっていますが、実際は打出芦屋財産区としてひとくくりで売買契約に印を押すため問題はないです。
- 助野委員 先程、里道の幅は91センチと言われましたが、もっと広いのと違うか。
- 事務局 以前も里道の付替えを行った際、幅については91センチでした。
- 助野委員 実態とは違うのでは、昔は車力が通ったが、今は狭まってるんや所有者が侵食していって、狭くなっている。酷い所では、側溝の幅しかないところがある。91センチは何処から出てきた数字か。
- 事務局 先程も説明しましたように、国有地として、所有権は国のもで、財産管理は都道府県が行い、表面の機能管理は市町村という状況の中で、この里道の幅員は、三尺、すなわち91センチメートルであります。
(※里道については、別添、参考資料参照)
- 助野委員 里道は國のものか
- 副市長 今は、市に移管されていますので、市のものと思います。

事務局

この山の部分については、所有者は国でございます。
町の中を走っている里道については、国から移管を受けているものについては、市のものになっているものもありますが、今回の山の中を走る里道については、国ので、財務省近畿財務局神戸財務事務所が管理しています。

副市長

地方分権の関係で、例えばこの里道については、市の方に移管しますという明細があります。先程言いましたようにこの分については山の中だから入っていないと思われます。町の中の里道は、移管されて、市の所管となっており、道路課の方で登記をしています。

山村委員

図面上にあっても実際にはない。

事務局

今回の里道もD10からD11の写真を見ていただいても、平地ではなく、崖地の斜面地部分に通っている形となっています。昔の登山道が里道として存在していたものが、人が歩かなくなり道としての位置が不明ですので、形として、国の所管の土地に隣接するように移設して今回、境界協定を結びたいと申しております。

細谷委員

そこに行くには道がありますか

事務局

行く道はありません。

細谷委員

ハイキング道というものもあるのですか。

事務局

現状のところではそういった道のようなものはありませんでした。
D12の写真を見ていただきますと現場はこのようなところでござりますので、道はございません。

細谷委員

ドライブウェーからは見えるのですか。

事務局

見えません。

この場所は、奥池町の北に位置するところで、本谷(ほんたに)と言われる部分です。西側に蛇谷(じやたに)がございます。

平成17年ごろにこの蛇谷の堰堤補強工事の際、土地を売却しています。今回の場所にはドライブウェーの展望台を過ぎた所に、資材置き場がありまして、そこから、索道としてロープウェーで現地まで資材の上げ下ろしをするそうです。

樋口委員

今後もこのような形で買っていただけるのでしょうか。

事務局

今後のことはわかりかねますが、同じように数年後にも補強をする度にあるのではと思います。

山本委員

昔、松茸を取りに行った折、このあたりに椿谷というところがあったやろ、少し左に横谷があったけど、この図面には出ていないな。椿谷から入っていたところに横谷というところがある。

事務局

椿谷方面は財産区の山ではなく、芦屋ドライブウェーの土地ですので松茸が取れるのであれば、お断りをする必要がある。

松本委員

いくらで売ると言われていましたか。

事務局

金3,653,784円の予定です。
あくまでも、予定金額となっております。

松本委員

値段を上げる交渉しかないのか。

助野委員

全部山を買ってもらった方が良いのに

細谷委員長

何かございますか

馬場委員

もうこれでおしまいですか。

事務局

今後の事についてはわかりません。

副市長

今のところは、老朽化してきておりますから、補修に替わって来ています。その時に工事に必要があれば買い足しすると言うことはあると思います。

事務局

もともと昭和52年にダムを造る際に用地を売却しております事から、今回そのダムの補強工事を行うために売却するものですので、また、数年後にもあるかもしれません。

助野委員

防災上、反対するわけにはいかんな。あえて言うならばもっと値を上げとしか言えない。

山村委員

上も下も同じ単価ですか

事務局

平均値です。

細谷委員長

出来るだけ高い値段で買ってほしい。
承認することで宜しいですか。

一異議なしの声が出る一

事務局

ありがとうございます。

細谷委員長

最後に事務局からの報告についてお願ひします。

事務局

ご報告として、前回の管理委員会で皆さまに承認を頂きました、貸付金の返還に伴う金額 7000 万円及び歳計余剰金 2100 万円の合計 9100 万円の積み立てにつきまして、会計管理者と協議しました結果、「近畿産業信用組合尼崎支店」の大口定期預金に預ける事となりました。

運用期間として 7/3 から来年の 6/30 までの 362 日間、年利率 0.185%、利息として 166, 966 円を見込みで預ける事となりましたことをここでご報告させていただきます。

また、お手元に配布させていただいているように、昨年度皆さまにご協議いただきました、「共有山入山取締規則」を「共有山入山規則」に全面的に改めたものが、ホームページ上にこの7月からアップしておりますのであわせてご報告させていただきます。

天王寺谷
(充) 委員

資産運用について質問します。

このカッコの中の借り入れている範囲とは何ですか。

事務局

ペイオフの関係がありまして、銀行が倒産しましたら保証がありませんが、市が借金している範囲内で預金をしますと仮にペイオフになつても相殺されますので、借りている範囲内で預金をしていると言う意味です。

天王寺谷
(充) 委員

借りている範囲でということですか。

事務局

この信用組合がペイオフで潰れてしまっても、この 9100 万円は担保されると言う事です。

助野委員

聞かん名前やな大丈夫か

副市長

信用組合は、全国を束ねてメインバンクがあり、そこが資金の運用をしているようです。個々の信用金庫は小さな組織で、財力も弱いですが、

天王寺谷
(充) 委員

芦屋市が借りているのですか。名義は芦屋市ですか。

副市長

借入金については、会計管理者名義でお借りしています。

助野委員

最終的には、市のものになると言う事。

天王寺谷
(充) 委員

結局のところ芦屋市の財産と言う事ですか。

副市長

そういうことです。

山村委員

金利は財産区ですね

事務局 そのとおりです。

天王寺谷 決算委員会のときは財産区としてですね
(充) 委員

副市長 そのとおりです。財布は別です。
財布は別ですが、金庫は1個です。

山村 だんじりの30万円はいつ出てくるのですか。
(孝) 委員

事務局 6月に既に代表者の方にお振込みをさせていただいている。

山村 芦屋神社で「奉連」を出すのですが、これも一つ加えていただいたらな
(孝) 委員 と思うのですが。財産区のお金で。

助野委員 あれは難しいで、打出村と芦屋村で違うから、打出は打出神社を持って
いるのだから、あの神社は精道村の神社やろ、そのあたりがしんどいと
思いますが、

副市長 神社の催しには公費を出せませんが

山村 神社のものではなくて、国からも500万円程度出ていまして、
(孝) 委員

副市長 それは文化財としての位置づけですか。

山村 そのとおりです。
(孝) 委員

副市長 文化財という位置づけであつたら・・・・。

山村 修理するのに1000万円かかって、その半分の500万円が補助金で
(孝) 委員 残りは集めてくださいとの事でした。

助野委員 政教分離で、宗教行事には公費の支出は出来ません。

山村 宗教ではなくて、文化財としての位置づけとなっています。
(孝) 委員

樋口委員 市民祭りで、打出の神社とも話をして、芦屋神社だけがということでは
なくて、市民の祭りとして、春にしたいと言う事なんです。

馬場委員 奉連出すと言えば・・・。

樋口委員 42年ぶりですわ。

副市長 奉連とはどういうものですか。

助野委員 奉連と言いまして、御輿というものがありまして、市内を巡回して、神様が町民の安全を祈願してという祭りがあるんです。
今は、人出もないし、経費もないし、指導者も居ないので、廃れてしまった。猿田彦という神様になったことがある。
市民の祭りでないと絶対に公費が出ない。

山村 そういう祭りの打合せがあるんです。
(孝)委員

細谷委員長 他に何かなければ、本日の委員会を終了させていただきます。
ご苦労様でした。

参考資料

旧法定外公共物(旧里道・旧水路)の管理について

平成 12 年 4 月 1 日に施行された「地方分権一括法」により、

- 現に機能を有している里道・水路の法定外公共物は、平成 17 年 3 月末までに、市町村へ譲与（無償譲渡）
- 機能を喪失したものについては、平成 17 年 4 月以降、国（財務局）において直接管理を行うこととされました。

これにより、現在、機能を有する法定外公共物は市町村が管理しており、又、機能を喪失した旧法定外公共物は国（財務局）において管理をしています。

「法定外公共物」とは？

道路法、河川法等の適用又は準用を受けてない公共物のことです。「里道・水路」がその代表的なものとされています。その総面積は、約 4,300 平方キロメートルと推計（昭和 42 年建設省）されています。

「機能を有しているもの」とは？

里道又は水路として、現に、公共的な用途に使用されているもの。

里道・水路の所在する市町村において直接管理を行います。

「機能を喪失しているもの」とは？

里道又は水路としての機能を失い、現に、公共的な用途に使用されていないもの。

旧里道・旧水路の所在する地域を管轄する財務局で管理を行います。

平成25年 7月 30日

委員長 細谷昌巳

署名委員 野瀬光平

署名委員 山村秀司